

第4章

農村から都市へ、改革の本格化

大学科学技術成果展を見る趙紫陽総理と万里副総理（左）（1982年5月）
(新華社=中国通信)

1 流通体制の改革

(1) 一九八二年の転機

農村で農家経営請負制が公認され、農民の生産意欲が急上昇した結果、農業生産が高まり、農村と都市の自由市場が復活したために、都市一〇〇キロ圏内の農民の市場向け生産が活発になり、農民で年間収入が一万元を超す「万元戸」が見られるようになった。農民が最初に取り組んだのは、藁葺き農家を煉瓦作り農家に改築することで、レンガなどの建築関係資材、家具、炊事用具などの大量の需要が生まれた。

この需要が、都市軽工業の発展を促し、これまでの重工業優先の構造を修正する、経済の良性循環を生み出すことになった。しかし、当面問題となつたのは、農民がつくった食糧、商品作物の買付け機構が硬直化していることで、集荷できず、倉庫もなく、野積みのまま腐つてしまい商品となならない現象が頻発した。農民が必要とする軽工業品も順調に供給する機構がなかつた。

こうした問題に取り組むために、一九八二年十月に全国商業工作会議が開かれて、「新しい時期の商業工作の基本任務」が定められ、商業・流通体制改革は新しい展開を見ることになった。⁽¹⁾

(2) 一九七九年の初步的改革

これまで一九七八年末の党十一期三中総会以来、流通部門でもすでに初步的な改革が行なわれていた。

第一は流通部門の多様化である。これまで都市の自由市場はほとんどなく、農村の自由市場も発展が奨励されていなかつた。自由市場奨励政策の結果、農村の自由市場は一九七八年の三万三三〇三カ所から、八三年の四万三五一三カ所に、取引高は一二五億元から三二八億元に増えた。都市の自由市場は、ゼロから四四八八カ所になり、取引高は五一億元に達した。また、工場の自家販売も可能になり、国営農場系の農工商連合企業も奨励されるようになつた。

第二は、多様な所有形態の商業への参入を認めたことである。まず都市の「待業者」の就職を促進するため、国有企业が集団所有制商業（小売り、飲食、サービスをふくむ、以下同じ）を組織することが奨励された。個人商業についても徐々に規制が緩和され、一九八〇年八月の党中央「通じ」では、個人経済は「社会主義共有経済の不可欠の補充であり、適当に发展させるべきである」とした。この結果、個人商業従業者は、七八年の二六万人から八二年の二七一万人に増え、取引高は一億五〇〇〇萬元から、五三億五〇〇〇萬元に増えた。

第三は、生産財と消費財の買付け・販売の規制の緩和で、計画による統一買付け・統一販売の

枠をはずされる商品の種類が増えた。

第四は、商業企業でも企業自主権拡大の実験が行なわれ、一九八一年には「経営責任制」がかなり普及した。

(3) 一九八二年からの改革

一九八二年十月の全国商業工作会議以来進められた主な改革は、農村購販協同組合の改革と、「商業経営責任制」の普及であった。

農村での商品流通は購販協同組合、都市での流通は商業部、と営業地域を厳格に区分してきたのを廃止して、両者が相手の地盤に参入することを認めた。国家の統一買付けと計画買付けが実行される農副業生産物（第一類と第二類）について、その数を減らし、自由な市場流通に委ねられる第三類農副業生産物の数を増やした。また、第三類生産物と、国の買付け任務達成後の第一、第二類生産物について、農民、購販協同組合、集団商業、個人商人が、これを買付けて都市に入り、県と省境を越えて、長距離輸送販売を行なうことを認めた。

同時に、最初集団所有制企業として結成された購販協同組合は、これまで、国営になつたりもとに戻つたりを繰り返してきた。一九八三年には、全国で持ち株整理、新組合員募集を行ない集団所有制企業として確立する改革が行なわれた。また八三年には農村信用組合についても同様の

改革が行なわれた。

自由市場の発展により、一九八三年には、農村自由市場が小都市に成長する動きが報道され、都市の自由市場が農副産品卸売市場に発展することが奨励されることになった。

都市商業部門では、「経営責任制」の実行が決まった。大型の小売り商店、飲食サービス店、基層食糧店では、国有国営で全面的に「経営責任制」を実行する。小型小売店、飲食サービス店では国有・集団経営をやり、農業のように経営請負制をやつてもよい。二〇～三〇人以下の小さな店では集団請負または集団か個人にリースしてもよい、とされた。

(4) 一九八四年の総合改革

一九八四年は、都市と工業部門での本格的改革が始まった年である。流通部門では、かなり大胆な改革が行なわれた。

農産物の流通については、一九八五年から、食糧、綿花の統一買付けを廃止して、契約買付け制度を導入した。契約外の生産物は自由に取引される。野菜、肉類、水産物等の副食品については、割り当て買付け・計画販売を廃止して、自由流通に委ねた。これに伴い都市住民には月七八元の副食品手当が支給されるようになった。

契約買付け制度の導入により、食糧と綿花の買付け枠オーバー分を優遇価格で無制限に買付け

ることがなくなつたため、農産物買付け価格が実質的に下落したことになり、一九八五年の食糧と綿花の生産は大きく落ち込み、八六年からは契約買付けは農民の義務的供出となつて旧来の統一買付けに戻つた。ただし食糧では自由流通部分が認められた結果、複線型流通システムが形成されることになったのである。⁽²⁾

軽工業製品については、都市商業体制の改革として、次のような改革の展開が決定されたが、実行には困難も伴つた。①政府と企業の分離の実行、②卸売り機構の改革。一、二、三級卸売り機構を企業化し、上下関係を否定して同一資格で取引に参加させる、③都市流通センターの設立、等。

重工業製品・原燃料については、計画外生産物を、協議価格（自由価格）で販売することを認めたため、計画価格と市場価格の二本建て価格制度が形成された。

2 都市・工業における経済体制改革の展開

(1) 経済体制改革に関する決定

一九七九年以来、調整、改革、整頓、向上、の八字方針にもとづいて、経済政策が推進されて

きた。このため、経済改革は、経済調整、すなわち経済の安定優先のため、本格的展開はなされず、まず農村での改革が先行した。ここでは予想外の成果が上がった、鄧小平も言うように、農村の改革がこのように早く効果を現わすとはもともと予想していなかつたのである。⁽³⁾

農業以外では、財政上納の地方政府による請負制が一九八〇年から、利潤上納の納稅制への改革の第一段階が八三年から開始された程度であった。八二年からは農業生産の向上に対応する流通体制の改革を迫られた。

一九八三年には経済調整の任務が一応完了し、八四年には対外開放もすすみ、新技術革命の中への導入も呼ばれる雰囲気のなかで、いよいよ改革を本格的に展開するべき時期に到達した。

趙紫陽総理は一九八四年五月十五日の「政府活動報告」のなかで、今年の経済政策では体制改革と対外開放の二大事業を重点的に行なう、との計画を発表し、各部門ごとに改革の具体的政策が次々に発表された。

改革全体のガイドラインを示したのは十月二十日に党十二期三中総会で採択された「中共中央の経済体制改革に関する決定」であつた。この「決定」は、いくつかの点でスターリンの経済理論を公式に打破し、新しい理論を提起したので、「新しい中国版政治経済学」と評価された。⁽⁴⁾

主な論点としては次のものが注目された。①「社会主義の根本任務は社会的生産力を發展させることにある」と断定したこと。②社会主義経済は「共有制を基礎とする計画性のある商品経済である」と論断したこと。③価値法則の運用を重視したこと。「社会主義計画経済は、必ず自覚

的に価値法則に依拠し、これを運用すべきである」、「指導性計画は主として経済のテコの運用により実現する」ものであるが、「指令性計画……もまた必ず価値法則を運用すべきである」とした。④国家と企業の関係では、「政企分離」、「所有権と経営権の分離」、企業の「法人」としての地位、などの注目すべき新見解が示された。

全体的には、鄧小平が「われわれには成算があります。農村の改革が三年で成功したとすれば、都市の改革も四、五年もすれば、成否の見当がつくでしょう⁽⁵⁾」と述べているように、一九八〇年頃の悲観的ムードは非常に楽観的なムードに変化してきたといえるのである。

(2) 国営企業の改革

一九八四年の改革の中心は、国営企業の改革に置かれていた。

「決定」は、これまで政府の下部機構の地位にあつた国営企業について、「企業を真に相対的に独立した経済的実体となし、自主経営、損益自己負担の社会主義の商品生産者となし、……法人となさねばならない」と述べて、「行政機構と企業の職責の分離」（政企分離）を規定し、また「所有権と経営権は適当に分離できる」と規定した。

具体的な改革では、一九八四年五月十日、政府は「国営工業企業の自主権を一段と拡大することに関する暫定規定」（「拡権十条」）を通知した。これは、国営工業企業の自主権拡大に関する初め

ての一般的法令として重要な意義を持つていた。これまでの法令は実験企業に関するものに限られていたのである。

「拡権十条」は次のような内容を持つていた。
 ①計画外生産権。②計画外製品の販売権。③生産財について上下二〇%の幅での価格設定権。④計画内生産でも、原材料の購入先を選択しうる。
 ⑤減価償却基金の七〇%を企業が留保。生産発展基金の投資権。⑥不使用固定資産の貸与・販売権。⑦機構、人員配置の自主権。⑧工場長と党委書記は上級主管部門が任命。副工場長と副書記は工場長が任命、主管部門が批准する。中級幹部は工場長が任命する。⑨賃金形式の選択権。奨励金の分配権。⑩各種連合経営への参加権。

工場長（社長）責任制の実行については、五月十五日の「政府活動報告」で、「国営企業において逐次工場長（社長）責任制を実行し、企業の生産指揮、経営管理については、國家の委託により工場長が全権を持つて責任を負うことにする」と規定された。これまで実行されてきた、党委員会の指導の下における工場長（社長）責任制から、「党的指導」が取りのぞかれたのである。

利潤上納制の納税制への改革（利改税）は、一九八四年十月一日から実行され、完全な納税制に移行した。第一段階の「利改税」は、八三年六月一日から実行された。大中型企業に法人税（企業所得税）五五%を課すもので、残りの利潤については旧来の上納方式を残した過渡的なものであった。八四年には完全納税制になったが、まだ各企業ごとに決めるという調節税という中間的の存在が含まれていた。

(3) 価格体系の改革

相対的に独立した商品生産者である企業の業績を評価する指標は、利潤、労働生産性などであるが、価格などの外部条件に歪みがあるために、企業の努力がこれらの指標に正確には反映されない。経済のテコを利用する指導性計画は、歪みのない価格体系の中でなければ、その役割を十分に發揮できない。

このことから、「決定」は、「価格体系の改革は、全体の経済体制改革の鍵である」とした。不合理な価格体系の例として、「決定」は、①同類の商品の品質に応じた価格差がまだ形成されていないこと。②商品間の価格比が不合理で、特に一部鉱産物と原材料の価格が安く設定されること。③主な農業・副業生産物の買付け・販売価格が逆ザヤで、国の販売価格が買付け価格を下回り、多額の補助金の支出を迫られていること、をあげた。

このために、政府は、前述のように、食糧と綿花の統一買付けをやめて契約買付けに移行した。また原材料・燃料などの重要生産財については、計画価格と自由価格の二本立て価格制度を導入した。

賃金制度の改革に関して、「決定」は、「企業の従業員の賃金と報奨金を企業の経済効率の向上とよりよく連動させること」を強調した。一九八五年一月一日から小中学校教員の賃上げと住宅

条件の改善が行なわれた。さらに七月一日から全国公務員の賃金改革と賃上げが行なわれた。国営企業の賃金体系については問題が多いため、研究グループを政府に設けることとした。

(4) 計画体制の改革

政府は一九八四年十月四日、国家計画委員会の「計画体制改革に関する若干の暫定規定」を承認・通達した。

一九八五年から試験的に実施されることになったこの「暫定規定」は、「国家経済と福祉に関わる重要な経済活動では指令性計画を実行する必要があるが、これ以外の大量の一般的経済活動に対しても、指導性計画を実行すべきである。市場調節は計画経済の必要かつ有益な補充である。当面、指令計画の範囲を適当に縮小し、指導性計画と、市場調節の範囲を拡大し、企業の自主権を一段と拡大すべきである」とその前文で規定した。

指令性計画とは、行政命令により実行される計画であり、指導性計画とは、各種の経済のテコ（利率、価格などへの政策介入）の運用により実現される計画であり、残る経済活動は市場調節に委ねられる。

またこの「暫定規定」は、生産計画、固定資本投資計画、外資・外貨利用計画、物資分配計画などについて具体的に改革措置を決めた。

これに関連して、九月十五日、政府は対外経済貿易部の「外貿体制改革に関する意見報告」を承認通達した。九月十八日には、政府が「建設業及び基本建設管理体制改革の若干の問題に関する暫定規定」を公布した。

3 複合的経済過熱とその調整

(1) 新成長メカニズム

農業での改革の進展と、都市・工業での改革の初步的展開により一九八一年から八五年の第六次五カ年計画（以下六・五計画と略）期間の工農業生産額は年率九%以上の伸びを見せた。

六・五計画の目標とその実績を検討してみると、計画の弱気で慎重な見通しにたいして、予想外の良い成績を収めたことがわかる。

目標は、石炭が年率二・五%、原油は現状維持、電力三・八%増と、エネルギー部門は調整が中心で、生産の増加には悲観的であったが、実績では、それぞれ七・一%、三・四%、六・四%の伸びとなり、過熱する経済についてはゆけないものの、需給はある程度好転した。

農業生産についても六・五計画は八五年に食糧生産三億六〇〇〇万トンと、慎重な目標を定め

た。買付け価格引き上げと家族経営を主体とする農業生産責任制の普及で食糧生産は急速に伸び、この目標は一九八三年に突破され、八四年には四億トンを超えて相対的過剰が問題となってきた。商品作物についても、生産増大に対して流通と加工が追いつけない状況が生じ、八三年には油料作物の作付けを、八五年には綿花の作付けを制限した。

調整期を乗り切るために食糧輸入を増やし、ピーク時の一九八二年には輸入一四八〇万トン（うち小麦一三五〇万トン）、輸出一二五万トンであったが、八五年には輸入のほとんどを占める小麦の輸入量が五三〇万トンにとどまり、米を中心とする食糧輸出が五〇〇万トンを超え、中国は低水準の消費構造を前提にするとはいえ、食糧自給をほぼ達成するに至ったのである。

こうした経済の高成長をもたらした要因のうち、最大のものは農産物供給量の急増である。これは、農家が独立の經營者となつて価格の刺激に敏感になつたこと、主要農産物を政府が割り増し価格で無制限に買付ける政策をとつたことによる。農民の貨幣収入が増えて購買力が増大した。工業製品への農民の需要が工業生産を刺激した。また農民は資金を郷鎮企業に投入して直接工業生産を拡大したほか、住宅建設を活発に行ない、これもまた工業への需要を生み出した。

都市では、住宅投資が増加したことと、都市就業者数の拡大と賃上げが、国内市場を拡大したのである。⁽⁶⁾

(2) 投資飢餓症

一九八二年の党十二回大会で「四倍増計画」が採択され、年末には六・五計画が採択された結果、八二年後半から全国で投資ブームが起り、年間の国有部門の基本建設投資の伸び率は二五・四%増、史上最高の五五六億元に達した。さらに八三年上半期にも一七%増と過熱し、資材のヤミ取引や、諸費用の高騰による建設単価の上昇が生じた。

地方政府や企業が争つて投資する現象は「投資飢餓症」と呼ばれており、これは、改革によつて地方と企業が多くの留保資金を持つようになり、資材も計画外で入手できるようになったこと、原料価格が安く工業製品価格が高いために加工工業の収益性が大きいこと、地方による財政請負システムに合わせて地方政府は将来の税金源を確保するために投資を奨励すること、などによるものである。

折から一九八三年前半には省・市・自治区の人事と機構改革が進行中で、経済統制力が弱体化していた。地方政府の機構改革が完了した段階で、六月後半の党中央工作会议の決定に基づいて政府は、地方政府に基本建設の抑制と整理を厳命して、通年では基本建設の伸びをなんとか六・八%に止めることができたのである。

しかし、一九八四年には、また改革・開放政策が展開され、投資は二五・一%伸び八年にはさらに四二・八%も伸びた。G N P成長率が八%台であるため、投資伸び率は一〇%台が適度な

水準であるが、投資計画にもとづく政府の抑制努力が効かない体质が形成されてきたのである。

こうした地方企業の投資の問題点は、第一に、企業は投資の決定と建設は行なうが、建設された企業の収益性、特に赤字の責任を負つていないことである。最後のつけは政府に回つてくる。

第二に企業の投資の大部分は中小型の投資で、主として機械加工工業、石油化学工業、食品工業あるいは時計、ミシン、自転車、タバコなどの軽工業に向けられ、しかもその多くが重複投資となっていた。一九八〇年代後半になると、各省にいくつかのテレビ、電気洗濯機、冷蔵庫などの生産ラインが導入されて、これらの過剰設備が遊休することになる。

過剰投資は病理現象として、生産財のヤミ市場を生み出した。また、改革の結果、企業、地方自治体、生産隊などで経済観念が高まつた結果、収入源を求めて国家の基本建設プロジェクトにたいして各種の名目の費用を要求するようになつた。その種類は三七〇余にも達したとされる。

(3) 複合的経済過熱

一九八四年第四・四半期から八五年半ばにかけて、中国経済はこれまでに体験したことのない性格の経済過熱に見舞われた。

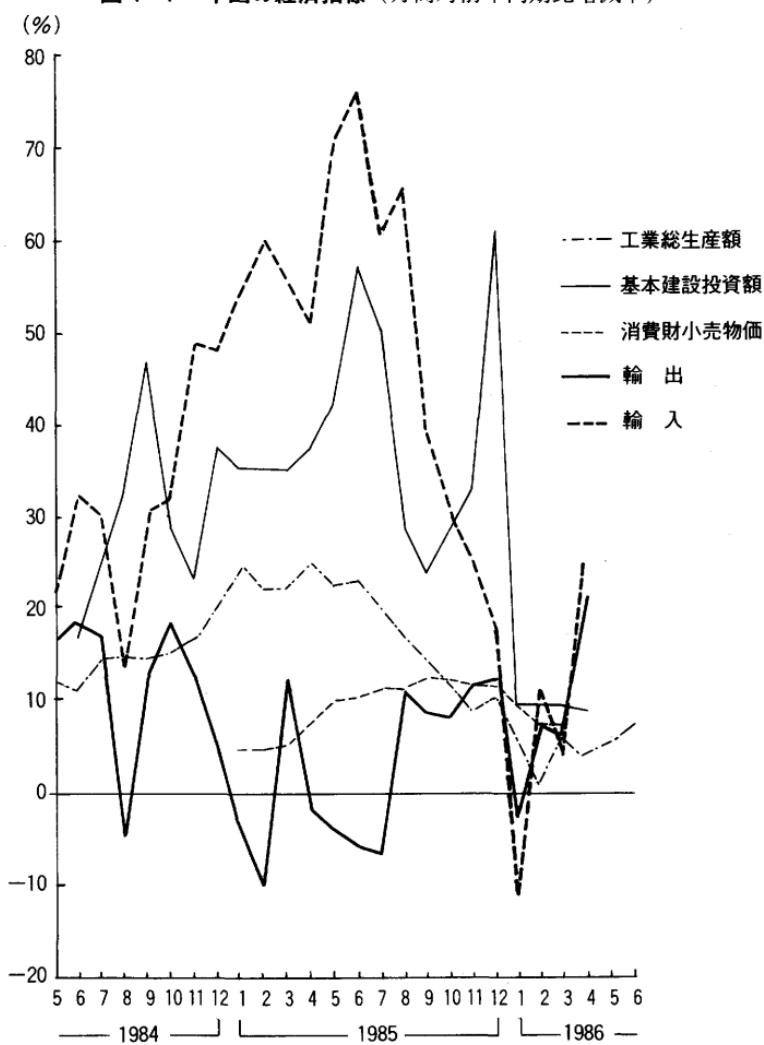
表4-1と図4-1に見られるように、工業総生産額が一九八四年十二月から八五年七月まで二〇%以上の伸びを示しており、この期間を経済過熱の高潮期と見ることができる。

表4-1 中国の経済指標（1983～85年）
(対前年同期比伸び率, %)

	1983	1984	1985 (1～6月)	1985 (1～12月)
工業総生産額	10.5	14.0	23.1	18.1
重工業	12.4	14.2	21.0	17.9
軽工業	8.7	13.9	25.3	18.1
基本建設投資	7.0	23.8	43.5	42.8
国家予算内 A			5.8	5.0
国家予算外 B			109	
B { 借入金による			158.2	101.3
自己資金による			94.2	90.8
中　　央			20.9	
地　　方			87.9	
財政収入	11.7	18.1	25.9	24.3
予算内国営工業利・税			17.3	
銀行貸付	12.4	28.8		21.4
現金流通高	20.6	49.5		24.7
商品小売総額	10.9	17.8	29.5	27.5
全国小売物価水準	1.5	2.8	7.0	8.8
エネルギー生産			11.3	7.8
原　　炭	7.4	10.3	11.8	10.5
原　　油	3.9	8.0	10.9	8.9
発　　電　量	7.2	6.6	9.1	8.9
輸　出　入（ドル）	4.7	22.8	29.26	30.0
輸　　出	△0.5	17.6	△1.3	4.7
輸　　入	10.9	28.1	70.4	54.1
職員労働者賃金総額	6	19	19.6	20.9
企　　業		20		
事　　業		5～6		
うち奨励金		48.1	62	

(出所) 浜勝彦『鄧小平時代の中国経済』亜紀書房 1987年 76ページ。

図4-1 中国の経済指標（月間対前年同期比増減率）



(出所) 表4-1に同じ(75ページ)。

一九八五年上半期の経済指標は、工業総生産額の伸びが二三・一%、商品小売総額二九・五%、小売物価水準七%アップとなり、輸出一・三%減に対し輸入は七〇・四%増と驚異的伸びを示した。

過熱の要因である基本建設投資の伸びを見ると、一九八五年上半期に四三・五%と、七八年全年の三一・六%をはるかに超えた（表4-1）。基本建設投資の内訳では、国家予算外投資の倍増が大きく、そのうちの自己資金（倍増）、借入金（二・六倍）ともに大きく伸び、特に借入金による投資の伸びが大きいことがわかる。

銀行貸出残高は一九八四年に二八・八%伸び、しかも十二月一カ月間の増加が年間增加分の四八・四%を占めたという。賃金支払い総額は八四年には一九%伸びた。十一十二月の賃金総額の伸びは四六%に達した。八五年上半期にも一九・六%の伸びを示している。

以上の指標を分析してみると、この時期の経済過熱の特殊な性格が浮かび上がってくる。

予算外投資を中心に基本建設投資が急増したことは、一九八二年以来問題になつてゐる「投資飢餓症」が持続し悪化していることを示している。このほかに借入金による投資が二・六倍へと激増していることが新しい特徴であり、これは八四年末の銀行貸付けの激増と符合している。もう一つの特徴は、賃金総額が八四年末以来これも急増していることである。

銀行貸付けの急増と賃金の急増は、主として経済体制改革の政策的不備によつてもたらされたものである。

銀行貸付けについてみると、金融体制の改革で、将来の各専業銀行の貸付け資金量については一九八四年の各行の貸付け実績にもとづいて計算する、という方針が示された。この方針が八四年下半期に示されたために、各専業銀行は年内の貸付け実績作りに躍起となり、銀行貸付けの急上昇を招いた。

賃金改革についても同様の事情があり、一九八四年下半期に、八五年の賃金体系の改革の際の基準を八四年の実際支給総額とするという方針を示したために、年末にかけて賃金・ボーナスのかけ込み支給や、かけ込み昇級・昇格が生じたのである。⁽²⁾

都市と工業での改革の本格化による社会的利益関係の変化と混乱の中で、「投資飢餓症」が再発しているのに加えて、改革の政策的不備が重なり、多くの要因が複合した経済過熱が発生したのである。これは「複合的経済過熱」と名づけてよいであろう。

(4) 新たな不正の風潮

複合的経済過熱の下で、過剰な投資が資本財需要を刺激して、以前からある、エネルギー、交通のボトルネックを深刻化させたほか、投資の三〇～四〇%は消費財の需要に転化するため、すでに過大な消費需要も拡大した。高い需要を早く満たすために資材・原料や、組立ラインを輸入したため、外貨バランスが脅かされた。

こうした過熱とインフレの深刻化のほかに、一九八四年後半から「新たな不正の風潮」と呼ばれる各種の混乱現象が発生した。

経済、政治、社会の諸要因が複雑に絡み合い、その内容は多岐にわたっているが、薄一波党中央整党工作指導委員会常務副主任は、破壊性の大きいものとして次の八つをあげた。⁽⁸⁾

①党政機関及び党政幹部が商売をやり、企業をやる（あるいは幹部本人の名義でなく家族の名義でやる）。②輸入機械電気製品及び国家が最も必要とする物資の不正売買。③外貨の不正売買。④勝手な値上げ、勝手な貸付け、宝くじ、くじ付き商品券、くじ付き募金券の乱発。⑤適当な名目を利用した従業員への金銭と物品の支給。⑥公費乱用による接待と贈り物。⑦かけ込み昇級・昇格による賃金改革の攪乱。⑧形をつくろい、実績の水増し報告をやり、虚偽で私利を図る。

一九八四年からの改革では、企業の自主権の本格的拡大の実施が決まり、企業側から「規制緩和」の要求が強まり、「規制緩和」の社会的雰囲気が「新たな不正の風潮」発生の温床となつた。改革における「政府と企業の職責の分離」（政企分離）方針の性急な実施は、「新たな不正の風潮」の直接の引き金になつた。さらに、「上に政策あれば下に対策あり」という風潮が生じ、中央の指令が地方によつて曲げられ、遂行されない傾向が強まつた。

鄧小平主任が「改革は第二の革命である」と述べたのも、改革のもたらす社会的利益関係の変革と調整の深刻さに着目したものであろう。

そして「新たな不正の風潮」の中には、道義的には不正だが違法ではないという事象が多く、

従つて政府の対策も複雑かつ困難なものにならざるを得なかつたのである。

(5) 会社熱と商売熱の背景

中共中央と国務院は、一九八四年十二月に「党政機関と党政幹部が商売をし企業を経営することを厳禁する決定」を通達して「新たな不正の風潮」の取り締まりに乗り出した。

一九八四年十月の中共中央の「経済体制改革に関する決定」は、「政企分離」実施を決め、八五年から機械工業部、对外經濟貿易部と商業部でこれを実施することになった。「政企分離」とは、官庁と企業を切り離し、官庁は行政に専念する、ということを意味する。従来、所属企業の実権を握ってきた政府主管部門の担当者にとって「政企分離」実行は自分たちの権限を失うことである。自衛措置を考える人々も現われた。特に、商業部門で「政企分離」が進められたために、役所ぐるみで集団所有制のダミー商社をつくって投機を行なつたり、公的商品を横流しするケースが増えた。二本建て価格制度の導入で、生産財の市場価格は計画価格の倍以上になつたので必定価格商品を市場価格取引に回せば莫大な収入が転がり込んだのである。

また、これまで中国では政府が企業を直接経営してきたので、日本のような兼職を禁じた公務員の服務規律はまだ存在せず、幹部が商売をやり、企業をやることにあまり抵抗感はなかつたと思われる。こうして一九八四年後半には「会社（公司）熱」が高まり、いたるところに新しい会

社が設立された。

一九八五年上半期になると、違法な商品取引が大規模化して、中古の汽船、機関車、タンク、装甲車、レールまで取引されるにいたつた。⁽¹⁰⁾

こうした傾向が集大成されたケースが海南島の自動車輸入転売事件である。

海南島当局は、投資資金の代わりに輸出入の自主権を与えられていた。当局は、一九八四年から八五年三月五日までに自動車八万九〇〇〇台（うち七万九〇〇〇台が入荷）、テレビ二八九万台（同三四万七〇〇〇台）、ビデオセット二五万二〇〇〇台（同一三万四〇〇〇台）、オートバイ一二万台（同四万五〇〇〇台）の輸入を許可し、中古品として全国各地に不正に転売したとされている。輸入外貨調達のために全国からヤミ値で五億七〇〇〇万米ドルを買い、四二億一〇〇〇万元の銀行貸付けを受けたといふ。⁽¹¹⁾

海南行政区責任者雷宇等に対しても党規処分が発表された。しかし、同事件に対しても、不正だが不法ではないという立場から司法処分は適用されなかつた。

(6) 一九八五年調整政策の発動

「新たな不正の風潮」には各地の党と政府の実力者も関与しており、党的政治問題としても重大であり慎重な対応が必要であった。さらに取り締まりに当たつての問題点は、改革のための行

為と「新たな不正の風潮」の境界が見定めにくいところにあり、取り締まりが改革を阻害する可能性もあった。

一九八五年二～三月にはまず実態把握の努力がなされ、四月から六月にかけて河北省党委員会のやり方等をモデルケースとして改革の措置と不正の境界区分が示された。年後半から党の規律の強化と本格的な不正の取り締まりが行なわれるようになった。

こうした動きと並行して、経済過熱対策も進められた。政府は一九八五年二月に、全国省・市長、自治区主席会議を開いて一連の引き締め措置の統一的配置を行なった。

消費基金抑制では、資金基金管理制度を復活して銀行による管理を強化した。二月には、政府が、機関、団体、企業、事業単位が購買支出を前年比二〇%削減することと、行政経費一〇%カットを指示した。過剰流動性（市場に出まわっている通貨）回収のために在庫品のバーゲンセールも行なわれた。

銀行の機能を強化するために三月、陳慕華中央政治局候補委員を人民銀行行長に任命した。四月、政府は中國人民銀行の「一九八五年の貸付け規模をコントロールする若干の規定」を承認・通達した。基本建設投資のコントロールについては、六月、政府が「固定資本投資規模のコントロールに関する通知」を、九月に「八五年に基本建設規模をこれ以上拡大しない通知」を出した。八月の全国財政工作会议では、地方政府に八五年の財政支出枠の厳守と、資金総額枠の厳守を命じた。八月には五月に引き続い再度の金利引き上げが行なわれた。

夏頃になつて過熱の抑制に拍車がかかった背景として、九月の党代表会議を目指して進められたきた地方の若返り指導部の選出が一段落して、新しいリーダーシップの下で地方の統制が図られるようになつた、という事情を指摘できる。こうして一九八五年後半には経済過熱が鎮静に向かつていつたのである。

(7) 調整と第七次五ヵ年計画

今回の複合的経済過熱は一九八六年から始まる第七次五ヵ年計画（以下、七・五計画と略）に大きな影響を与えた。

一九八六年から始まる最初の二年間は、八五年の過熱の問題解決に当たられるミニ調整期間として設定され、投資を八五年並の規模に限定し、社会需要を抑制し、重点建設だけを強化することになった。

経済改革については、一九八四年の楽観的なトーンから、きわめて慎重なアプローチに転じ、七・五計画期間内に新しい経済体制の枠組みができればよい、とされた。

改革の段取りの第一歩としては、今後一～二年内は大中企業の活性化と水平的連合の発展に努め、マクロの間接的コントロール体系を強化改善する。この段階は、これまでの改革諸措置の強化、消化、補充、改善を進めるにされ、いわば点検・反省期間に当たるものと評価できる。第二

歩として、逐次指令性の計画指標を減らし、生産財価格体系と価格管理制度の改革を進める。同時に財政金融体制の改革を進める。第三歩として逐次新体制に相応する組織機構を打ち立て、企業の所属関係及び縦割り、横割りの関係を解決し、最終的には政府と企業の職責の分離を実現する。

この段取りから明らかのように、一九八四年の改革のテンポ、特に「政企分離」の性急な展開が「新たな不正の風潮」をもたらしたことへの反省から、「政企分離」の実現は先送りされた。この問題は、八六年六月に鄧小平が提起した政治体制改革全体の枠組みの中で再び取り上げられ、解決が図られることになった。

〔注〕

- (1) 本草は、主として拙著『鄧小平時代の中国経済』第一章、第二章による。
- (2) 池上彰英「中国における食糧流通システムの転換」(『農業総合研究』第四八卷二号 一九九四年四月)。
- (3) 「改革歩子要加快」一九八七年六月十二日(『鄧小平文選』第三卷)。
- (4) 評論員論文「重要的是消化文件精神」(『人民日報』一九八四年十月二十六日)。
- (5) 鄧小平のタンザニア副大統領との談話。一九八五年四月十五日(『鄧小平文選』第三卷 一一八ページ)。
- (6) 中国農村發展問題研究グループ論文「國民經濟の新成長段階と農村の發展」(『經濟研究』一九

八五年七号)。

- (7) 趙紫陽總理の「政府活動報告」一九八五年三月二十七日(『人民日報』四月十二日)。
- (8) 『人民日報』一九八五年三月二十三日。
- (9) 鄧小平の二階堂自民黨副總裁との談話、一九八五年三月二十八日(『鄧小平文選』第三卷
一三〇—一四ページ)。
- (10) 『經濟參考』一九八五年六月二十九日。
- (11) 『人民日報』一九八五年八月一日。